

社会保険事業状況（平成18年5月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成18年5月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,954万3千人、法第3条第2項被保険者1万5千人、船員保険6万5千人である。前年同月と比べてみると政管健保は26万9千人（対前年同月比1.4%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同9.5%減）、船員保険は2千人（同2.3%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成18年5月末現在の政管健保適用の事業所数は152万2千（対前年同月比1.3%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.1%減）、18年4月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同7.2%減）となっている。

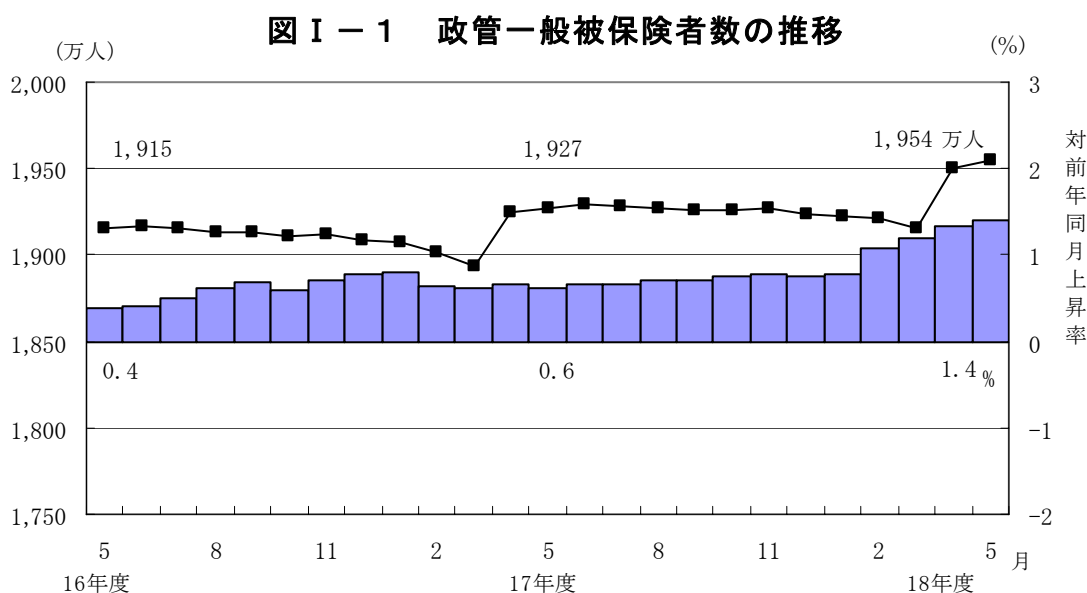


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

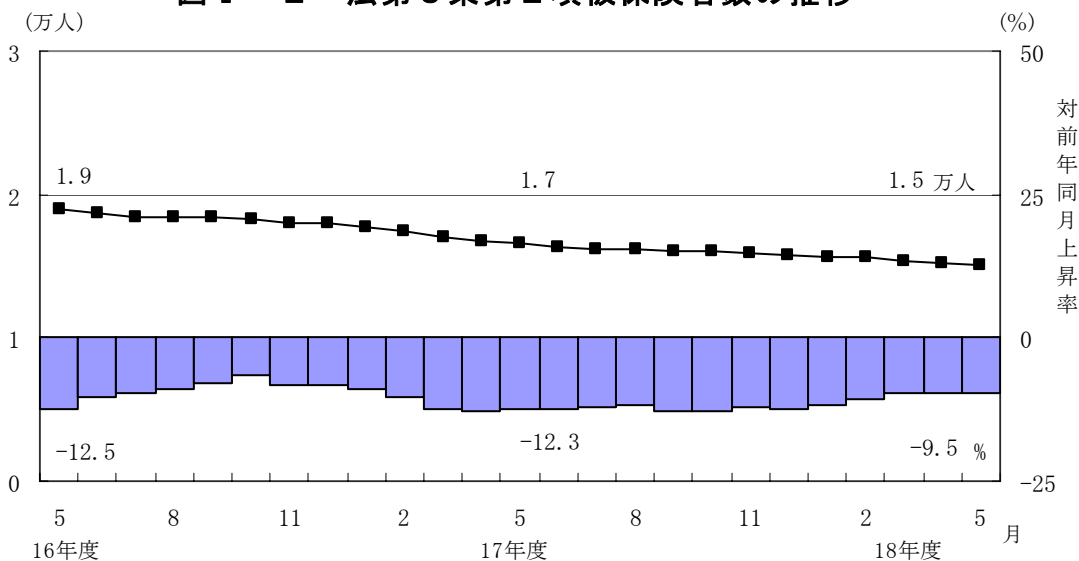
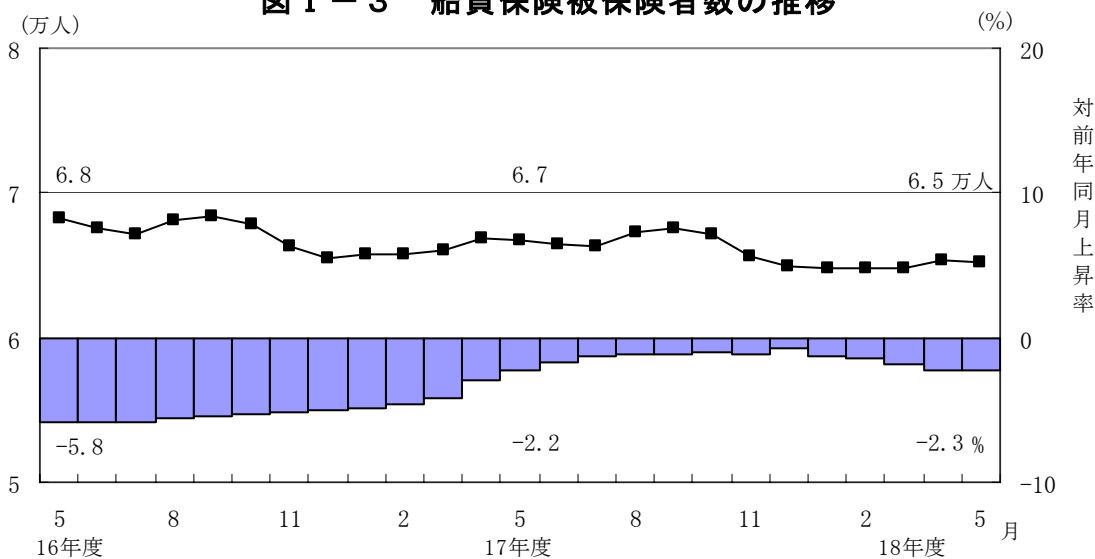


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成18年5月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万1,146円 (対前年同月比0.0%減) であり、船員保険37万8,669円 (同0.0%減) である。また、法第3条第2項被保険者の18年4月末の賃金日額の平均は1万3,381円 (同1.5%増) である。

平成18年5月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保2万か所、法第3条第2項被保険者3か所、船員保険の船舶所有者数28か所となっている。被保険者数は、政管健保31万3千人、法第3条第2項被保険者8人、船員保険179人となっており、標準賞与額の平均は、政管健保25万7千円、法第3条第2項被保険者22万3千円、船員保険29万5千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成18年5月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,283万6千人（対前年同月比0.7%増）、法第3条第2項被保険者1万3千人（同11.2%減）、船員保険7万4千人（同3.3%減）である。

平成18年5月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万4,124円（対前年同月比0.3%減）、船員保険40万3,601円（同0.3%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の18年4月末の賃金日額の前平均は1万3,593円（同2.4%増）である。

(2) 給付状況

平成18年5月の保険給付費は、政管健保3,360億8千万円（対前年同月比4.1%増）、法第3条第2項被保険者分2億9千万円（同0.3%増）、船員保険21億3千万円（同4.2%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円（同2.6%増）、法第3条第2項被保険者2万円（同10.5%増）、船員保険3万3千円（同6.7%増）である。

(3) 診療費の状況

平成18年5月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,344億6千万円（対前年同月比3.4%増）、法第3条第2項被保険者分2億4千万円（同4.5%減）、船員保険18億2千万円（同6.2%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成18年5月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
政管健保	千件 21,194	千日 40,140	千万円 33,446	4.5	4.0	3.4
法第3条第2項	12	30	24	△ 5.7	△ 4.0	△ 4.3
組合健保	17,587	31,605	24,835	5.4	4.8	4.0
船員保険	94	197	182	3.0	3.0	6.2
共済組合	5,595	9,987	7,820	2.8	2.3	1.4
小 計	44,483	81,960	66,306	4.6	4.1	3.4
国 保	30,899	70,212	67,753	6.8	6.1	6.0
老人保健	21,363	66,638	78,104	△ 2.7	△ 2.2	△ 0.6
合 計	96,745	218,810	212,163	3.6	2.7	2.7

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成18年5月末現在の被保険者数1,954万3千人のうち、男子の被保険者数は1,220万人（対前年同月比1.1%増）、女子は734万3千人（同1.9%増）である。また、任意適用被保険者数は50万6千人（同0.2%減）で全体の2.6%である。

平成18年5月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万1,163円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万4,657円（同0.3%増）で、女子は男子の66.8%となっている。

平成18年5月末現在の被扶養者数は1,639万1千人で、扶養率は0.839となっている。

(2) 給付状況

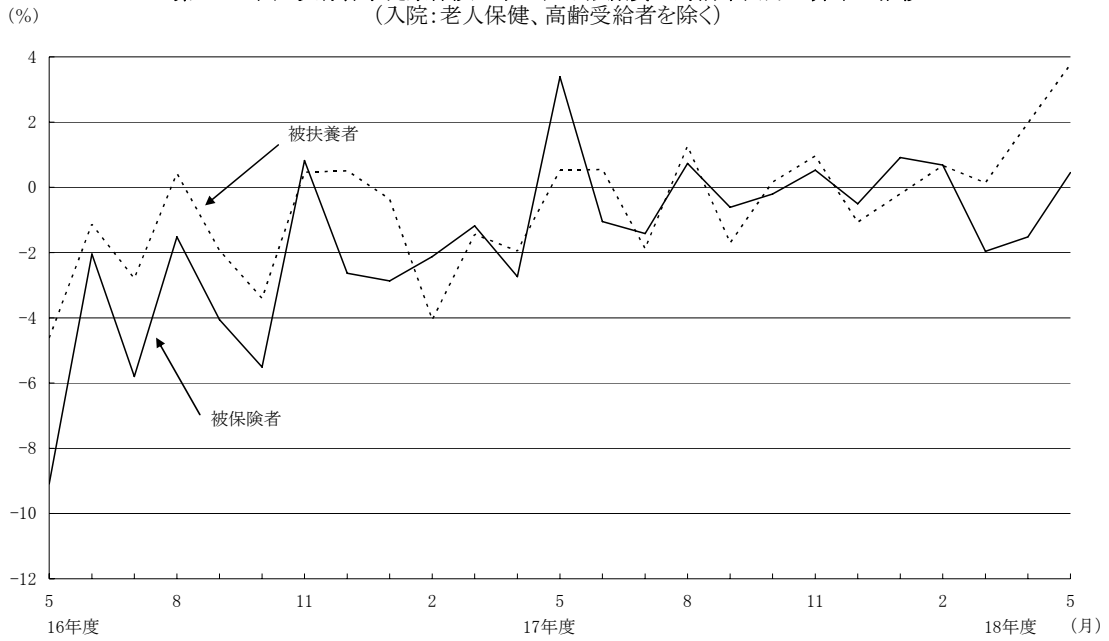
平成18年5月の保険給付費は、3,360億8千万円（対前年同月比4.1%増）となっており、うち、医療給付費は3,083億7千万円（同4.1%減）で保険給付費の91.8%を占めている。また、傷病手当金は111億5千万円で保険給付費の3.3%を占めている。

(3) 診療費の状況

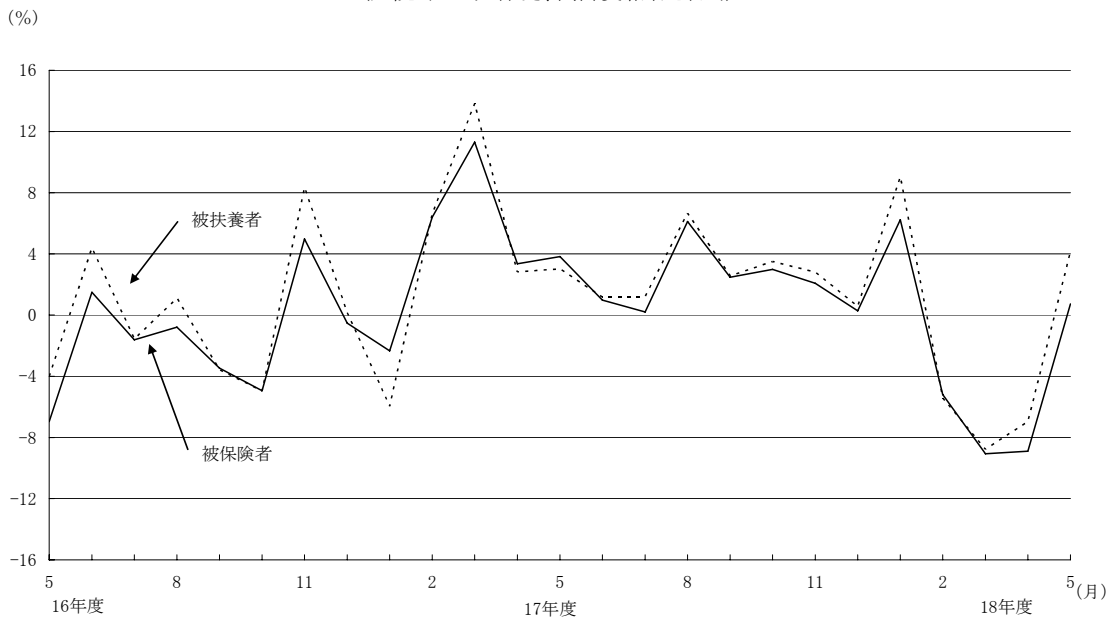
平成18年5月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,039円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,833円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,060円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が556.09、被扶養者が665.75、高齢受給者が1,417.17であり、1件当たり日数は、被保険者が1.87日、被扶養者が1.89日、高齢受給者が2.37日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,709円、被扶養者が7,808円、高齢受給者が9,851円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第I-4図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院:老人保健、高齢受給者を除く)



第I-5図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成18年5月末現在の被保険者数1万5千人のうち男子は1万1千人（対前年同月比7.7%減）、女子は4千人（同14.7%減）である。

平成18年5月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.646となっている。

(2) 給付状況

平成18年5月の保険給付費は、2億9千万円（対前年同月比0.3%増）となっており、うち、医療給付費は2億2千万円（同3.8%減）で保険給付費の77.3%を占めている。また、傷病手当金は6千万円で、保険給付費の21.3%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年5月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,944円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,032円、高齢受給者の1人当たり診療費は21,322円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が518.87、被扶養者が464.56、高齢受給者が831.36であり、1件当たり日数は、被保険者2.60日、被扶養者が2.25日、高齢受給者が2.91日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,374円、被扶養者が8,623円、高齢受給者が8,824円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成18年5月末現在の被保険者数6万5千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.3%減）、漁船（い）が1千人（同0.8%増）、漁船（ろ）が1万9千人（同7.4%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同2.8%増）である。

平成18年5月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万9,530円（対前年同月比0.5%減）、漁船（い）が37万9,752円（同2.4%増）、漁船（ろ）が32万4,089円（同0.1%増）である。平成18年5月末現在の被扶養者数は10万3千人で、扶養率は1.573である。

(2) 給付状況

平成18年5月の保険給付費は、21億3千万円（対前年同月比4.2%増）となっており、うち、医療給付費は17億7千万円（同6.6%減）で、保険給付費の83.2%を占めている。また、傷病手当金は2億8千万円で、保険給付費の13.0%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年5月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,248円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,331円、高齢受給者の1人当たり診療費は39,112円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が526.50、被扶養者が632.05、高齢受給者が1,350.25であり、1件当たり日数は、被保険者が2.22日、被扶養者が1.98日、高齢受給者が2.61日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,463円、被扶養者が8,254円、高齢受給者が11,094円である。